



労基署便り 2016 28 年度 No.3

大河原労働基準監督署



◎ 平成 28 年労働災害発生状況 (1 月～5 月)

	大河原署管内			宮城局管内		
	H27	H28	前年比	H27	H28	前年比
製造業 計	8	15	7	134 (3)	167 (2)	33
食料品製造業	3	3		59	82	23
機械金属製造業	3	7	4	40 (2)	44	4
建設業 計	10	15 (1)	5	131	155 (3)	24
土木工事業	4	7 (1)	3	41	55 (3)	14
建築工事業	5	6	1	76	81	5
その他の建設	1	2	1	14	19	5
運輸交通業 計	7	2	-5	126 (3)	133	7
道路貨物運送業	7	2	-5	105 (3)	114	9
商業	9	14	5	134	159	25
全産業	51 (1)	59 (2)	8	783 (8)	851 (9)	68

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※()は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

災害事例 6月上旬、当署管内の災害復旧工事現場において土砂崩壊が発生し、付近で作業していた労働者1名が土砂に埋まる災害が発生しました。大雨や長時間の降雨後の屋外作業では、地山、地盤などの周辺の作業環境を調査し、十分に安全が確認されてから作業しましょう。

化学物質のリスクアセスメントについて

平成28年6月1日から、一定の有害性のある化学物質（640物質）について、「事業場における**リスクアセスメント**」、「譲渡提供時に容器などへの**ラベル表示**」が義務付けられました。

< リスクアセスメントとは >

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

< 対象となる事業場は >

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

< リスクアセスメントの実施義務の対象物質 >

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は安全データシート（SDS）の交付義務の対象である**640物質**です。640物質は以下のサイトで公開しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう



SDS（安全データシート）



事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

平成28年度全国安全週間の実施について 7月1日～7日（準備期間6月1日～30日）

平成28年度の全国安全週間は、

「見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険 みんなで見つける 安全管理」
をスローガンとして展開します。

全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性を再認識し、安全活動を着実に実行願います。

安全文化を醸成するため、全国安全週間及び準備期間中には次の事項を実施してください。

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

第75回全国産業安全衛生大会（開催期間：平成28年10月19日(水)～10月21日(金)）

今年は東日本大震災の発生から満5年を経過した節目の年にあたり、**被災地である宮城で開催されます。**大会1日目は総合集会で、安全衛生に功績のあった方々の表彰等、2、3日目は労働災害防止に関するテーマごとに分科会を開催します。大会に併せ、緑十字展では安全衛生保護具の展示を行います。

「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」に取り組みましょう。

夏の生活スタイル変革は、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には職場を出て、家族などと過ごす時間に充てられるような生活スタイルに変革しようという新たな取組です。

これにより、長時間労働の抑制や、ワーク・ライフ・バランスの実現が図られるだけでなく、仕事の効率化を通じた生産性の向上、自由時間の充実による需要創出が見込まれ、強い経済の実現を後押しすることにもつながります。

具体的な取組として、「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に合った労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

※始業・終業時刻の変更にあたっては、就業規則の変更手続が必要です。

また、夏季休暇に、土日に休みを1日プラスして連続休暇の取得を進めましょう。

大丈夫ですか？ストレスチェック。労働者数50人以上の事業場は1年に1回の実施が必要です。

「ストレスチェック制度」及び「メンタルヘルス不調」等に関する電話相談「**こころホットライン**」

0120-565-455 月・火/17:00～22:00、土・日/10:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く

労働保険の年度更新にかかるとのお知らせ

今年度の年度更新は6月1日(水)から7月11日(月)までとなっており、労働基準監督署、都道府県労働局及び金融機関で手続を行っていただくこととなっております。

なお、労働保険事務組合に事務委託されている事業場は、事務組合を通して年度更新手続を行ってください。

大河原労働基準監督署では、年度更新手続にかかると**受付・相談コーナー**を開設しますので、ぜひ、御利用ください。

開催期間：7月5日(火)～7月11日(月) (土・日を除く。)

時間：9:00～12:00、13:00～16:00

会場：大河原労働基準監督署 1階会議室

(柴田郡大河原町新東 24-25)

※ 上記の期間以外は、事務室で受付・相談をお受けいたします。



発行：大河原労働基準監督署 (TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。